

他の都道府県で療育手帳をお持ちだった方へ (千葉市は千葉県外扱いです)

- 千葉県外（千葉市含む）の療育手帳をお持ちの方は、転入手続きを行い、千葉県の療育手帳を改めて作成する必要があります。
- 千葉県内（千葉市を除く）で療育手帳をお持ちの方が松戸市に転入された場合は、転入手続きではなく、「記載事項変更届」のみで住所変更可能です。
- 前自治体に情報照会を行い、その情報を基に千葉県の療育手帳を発行します（判定はありません）。ただし、千葉県が判定を要すると判断した場合には、改めて千葉県で判定する場合があります。
- 18歳以上の方が更新手続きを行う場合、障害福祉課で毎回面談があります。面談は予約制ですので、事前に障害福祉課へご連絡ください。

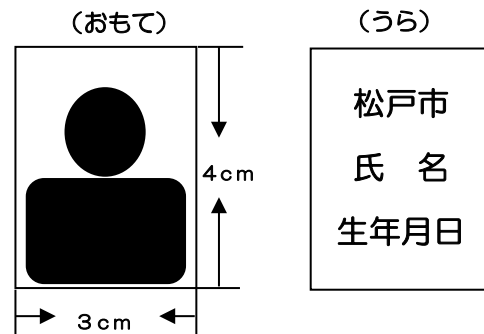
《申請に必要なもの》

① 療育手帳交付・再判定・再交付申請書

- ・氏名は戸籍どおりに記入してください。

② 顔写真（たて4cm×よこ3cm、白黒・カラーいずれも可）

- ・1年以内に撮影されたもの。1人で写っているもの。スナップ写真不可。
- ・顔全体と輪郭がはっきり写っているもの。
帽子・サングラス・マスク・加工アプリ不可。
マスクをあごにかけている状態も不可。メガネは可。
- ・デジタルカメラ・スマートフォンで撮影したものは、写真用紙に印刷してください。
- ・裏面に「松戸市」と記入し、その下に「氏名」と「生年月日」を記入してください。
- ・写真は貼らずにお持ちください。
- ・現在使用中の療育手帳の写真を使い回すことはできません。



③ 母子手帳（全員が必要な書類ではありません）

※療育手帳所持者が18歳以上の場合のみ必要です。

※母子手帳を紛失している場合は、事前に障害福祉課へご相談ください。

④ 申出書

⑤ 個人番号（マイナンバー）がわかる書類（写し可）

- ・マイナンバーカード、住民票（マイナンバーが記載されているもの）など。

下記宛て先は郵送時にご利用ください

(宛て先)

〒271-8588

松戸市根本 387 番地の 5

松戸市役所 障害福祉課 手帳担当 宛て

キ
リ
ト
リ

〒271-8588

松戸市根本 387 番地の 5

松戸市役所 障害福祉課

電 話：047-366-7348